

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月25日

【会社名】 花王株式会社

【英訳名】 Kao Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 長谷部 佳宏

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

【電話番号】 03-3660-7111（代表）

【事務連絡者氏名】 会計財務部門 管理部長 峯岸 佳雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

【電話番号】 03-3660-7111（代表）

【事務連絡者氏名】 会計財務部門 管理部長 峯岸 佳雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月22日開催の当社第118期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年3月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円

配当総額 34,936,030,875円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、長谷部佳宏、根来昌一、西口徹、デイブ・マンツ、篠辺修、桜井恵理子、西井孝明及び高島誠を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、新井佐恵子を選任する。

第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件

当社の社内取締役及び執行役員を対象とした、第115期定時株主総会で承認済みの「業績連動型株式報酬制度」を見直し、花王グループ中期経営計画「K27」に対応する対象期間を設定する等、業績連動型株式報酬制度を改定する。

第5号議案 監査役報酬等の額改定の件

監査役報酬等の額を年額1億8,000万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

当日出席を含めた議決権行使個数:3,632,715個

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|---------|-----------|---------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 3,582,148 | 13,925 | 31 | (注)1 | 可決 (98.61%) |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 長谷部 佳宏 | 3,404,566 | 185,886 | 5,645 | | 可決 (93.72%) |
| 根来 昌一 | 3,515,477 | 78,062 | 2,557 | | 可決 (96.77%) |
| 西口 徹 | 3,518,120 | 75,419 | 2,557 | | 可決 (96.85%) |
| デイブ・マンツ | 3,526,708 | 66,833 | 2,557 | | 可決 (97.08%) |
| 篠辺 修 | 3,505,849 | 90,219 | 31 | | 可決 (96.51%) |
| 桜井 恵理子 | 3,554,968 | 41,102 | 31 | | 可決 (97.86%) |
| 西井 孝明 | 3,545,120 | 50,950 | 31 | | 可決 (97.59%) |
| 高島 誠 | 3,414,075 | 179,462 | 2,557 | | 可決 (93.98%) |
| 第3号議案 | 3,589,133 | 6,943 | 31 | (注)2 | 可決 (98.80%) |
| 第4号議案 | 3,517,898 | 78,169 | 31 | (注)1 | 可決 (96.84%) |
| 第5号議案 | 3,567,037 | 20,779 | 8,261 | (注)1 | 可決 (98.19%) |

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかった一部の議決権の数は加算しておりません。

以上